

見 解

地名問題の総合的解決に向けて
—地名問題の共有化・地名データベース作成・国際連携の
三位一体アプローチ—



令和8年（2026年）4月13日

日本学術会議

地域研究委員会地域情報分科会

この見解は、日本学術会議地域研究委員会地域情報分科会及び同分科会地名・UNEGN小委員会での審議結果を踏まえ、地域研究委員会地域情報分科会において取りまとめ公表するものである。

日本学術会議地域研究委員会地域情報分科会

委員長	矢野 桂司	(第一部会員)	立命館大学文学部教授
副委員長	中谷 友樹	(連携会員)	東北大学大学院環境科学研究科教授
幹事	伊藤 香織	(連携会員)	東京理科大学創域理工学部建築学科教授
幹事	埴淵 知哉	(連携会員)	京都大学大学院文学研究科准教授
	小口 高	(第三部会員)	東京大学空間情報科学研究センター教授
	石川 徹	(連携会員)	東洋大学情報連携学部情報連携学科教授
	石川 義孝	(連携会員)	京都大学名誉教授
	井田 仁康	(連携会員)	立正大学特任教授／筑波大学名誉教授
	白藤 博行	(連携会員)	専修大学名誉教授
	鈴木 康弘	(連携会員)	愛知大学教授／名古屋大学特任教授
	橋本 雄一	(連携会員)	北海道大学大学院文学研究院教授
	俵木 悟	(連携会員)	成城大学文芸学部教授
	三重野 文晴	(連携会員)	京都大学東南アジア地域研究研究所教授・所長
	村山 泰啓	(連携会員)	京都大学附属図書館研究開発室教授
	山下 潤	(連携会員)	九州大学大学院比較社会文化研究院教授
	山田 育穂	(連携会員)	東京大学大学院情報学環教授
	山本 佳世子	(連携会員)	電気通信大学大学院情報理工学研究科教授
	若林 芳樹	(連携会員)	東京都立大学名誉教授
	渡辺 浩平	(連携会員)	帝京大学文学部教授

日本学術会議地域研究委員会地域情報分科会地名・UNEGN小委員会

委員長	渡辺 浩平	(連携会員)	帝京大学文学部教授
副委員長	高木 彰彦		九州大学名誉教授
幹事	二村 太郎		同志社大学グローバル地域文化学部准教授
幹事	若林 芳樹	(連携会員)	東京都立大学名誉教授
	矢野 桂司	(第一部会員)	立命館大学文学部教授
	井田 仁康	(連携会員)	立正大学特任教授／筑波大学名誉教授
	鈴木 康弘	(連携会員)	愛知大学教授／名古屋大学特任教授

山崎 孝史	(連携会員)	大阪公立大学大学院文学研究科人間行動学専攻地理学専修教授
荒見 玲子		名古屋大学大学院法学研究科教授
今尾 恵介		独立研究者／著述業
上杉 和央		京都府立大学文学部教授
鈴木 地平		文化庁文化財調査官
戸所 隆		高崎経済大学名誉教授
春山 成子		三重大学名誉教授
本田 智比古		株式会社帝国書院編集部地図編集室部長
三橋 浩志		福井県立大学 地域経済研究所教授
村上 広史		国際航業株式会社上席フェロー
森田 喬		法政大学名誉教授

本見解の作成に当たり、以下の方々に御協力いただいた。

大竹 裕	東京書籍株式会社編集局社会編集部中学社会編集副編集長
岡本 耕平	愛知大学文学部教授
小野 有五	北海道大学名誉教授
加藤 茂	一般財団法人日本水路協会相談役
北西 諒介	立命館大学文学部特任助教
北本 朝展	国立情報学研究所教授／ROIS-DS 人文学オープンデータ共同利用センターセンター長
斎藤 竜太	株式会社山川出版社編集部
田邊 裕	東京大学名誉教授／慶応義塾特選塾員
氷見山 幸夫	北海道教育大学名誉教授
中村 卓司	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所教授
平本 健二	IPA 独立行政法人情報処理推進機構デジタル基盤センター長
山本 健太	國學院大學経済学部教授

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康徳	参事官（審議第一担当）
	加瀬 博一	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
	高畑 麻衣子	参事官（審議第一担当）付審議専門職付

要 旨

1 作成の背景

我が国は国民生活に深く関わる地名の命名・管理・表記運用に所掌機関が個別적으로対処してきたため、地名行政における統一の方針の欠如、命名権や情報共有体制の不備、表記基準の未整備、国内地名のローマ字表記や外国地名の日本語表記の不統一などの問題が生じている。その結果、地名の商業化（ネーミングライツなど）による地名の混乱、住居表示や市町村合併を契機とした文化・伝統・歴史的な地名の消失、さらには、先住民の言語文化と地名への配慮の不足などが顕在化している。また新しい地名から場所を認識しづらい状況は地域間交流や経済活動にも支障を与えかねない。これらの大きな原因は、地名問題の共有化・データベース化・国際連携について一体的・俯瞰的に対応する産官学民横断的な組織が存在せず、地名表記・運用の規範が確立されてこなかったことにある。

そのため、地名問題の総合的な解決には、①命名・改名・表記などを包括的に助言できる横断的組織の設立や専門人材の育成と教育的な配慮、②住所表記（所在地を含む）の標準化・デジタル化及び歴史的な過程を理解し得る地名集（Gazetteer）の整備、③国連地名専門家グループ（United Nations Group of Experts on Geographical Names, UNGEGN）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）などを視野に入れた国際的な議論への積極的関与と国内政策への反映が急務である。

2 現状及び問題点

平成の大合併の際、カタカナ地名、ひらがな地名、領域に適合しない広域地名などが多く誕生し話題になった。また歴史的な地名が継承されないことを嘆く声も聞かれた。市町村の名称変更については、当該市町村が決定するものとされるが、名称の在り方について指針となるようなものはない。だが、地名の使用は当該住民に限られるわけではなく、広く国全体で使用される公共的性格を持つため、人々の多くが違和感を抱かない適切な指針の策定が望まれる。さらに、地名のローマ字表記などにも混乱が見られ、外国人観光客への分かりやすい対応が求められている。加えて、地名命名権の売却問題も発生しており、様々な地名の諸問題に恒常的に対処する地名専門組織の設置の必要性が高まっている。

一方で、令和3年（2021年）のデジタル庁発足に伴い住所データベースの共有が進められるようになったが、各省庁での地名・住所利用及び、その名称や表記に関する省庁間調整が十分とは言い難い。ここでも地名標準化や地名、表記の統合管理の必要性が求められている。

国際的には多くの国々が地名運用に関わる専門機関を有している。また世界各国において、地名が然るべき機関によって管理されるという地名標準化の普及に UNGEGN が取り組んでおり、その主な目的は、各国における地名の表記や命名の条件などを可能な限り標準化する学術理論の開発、並びに、地名を管理する際の原則的な考え方が各国内で広く参照され、政治・外交・経済・社会・文化活動において普及することの促進にある。この UNGEGN の活動に我が国は継続的に参加しており、地名組織を有するメンバー国として位置

付けられているものの、その実態は国土地理院と海洋情報部による連絡協議会であり、地名問題に恒常的に対処する産官学民横断的な組織とはいえない。UNEGNをはじめとする国際組織において地名標準化のための我が国の取り組みが実質的に十分なものとなるよう、国連の活動に対する組織的かつ継続的な対応が緊要となっている。

3 見解の内容

地名運用の一貫性と国際整合性、歴史的地名の保護を同時に実現する持続的な地名ガバナンスを可能にするために、以下の3案を一体的に速やかに講じることを提案する。

① 産官学民横断的組織の設置と地名専門家の人材育成

地名の命名・改名・呼称・表記に関して、助言・指導・審議・調整を担う産官学民横断的な常設組織を設置する。同組織は、地方公共団体・関係省庁・研究機関・民間事業者・地域コミュニティなどの参画により、全国的な方針とガイドラインを提示し、個別案件への専門的支援を行う。また、地名運用に助言可能な専門人材（名称学・地理情報・言語文化・法制度に通じた実務家）を計画的に養成し、各地域に配置・ネットワーク化する。【総務省、国土交通省、文部科学省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地図関係の業界、教科書出版社の業界】

② 住所表記の標準化・デジタル化と地名集の整備

住所データの表記ゆれや不一致がデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する上で大きな障害となっている。そのため、住所の表記を統一し、デジタルで扱える形に早急に整備する。併せて、国内地名の外国語（ローマ字）表記、外国地名の外国語・ローマ字・漢字表記の変化履歴を継続的に記録できる地名集を構築する。

さらに、現在及び過去の地名・住所を包括し、災害地名や小字（こあざ）地名を重視したジオコーダなど GIS 連動型の地名データベースを学術基盤情報・技術として整備・公開・活用する。併せて、地方公共団体における地名命名・変更をめぐる議論や決定過程の記録を体系的に収集・保存し、データベースに付随する監査可能なメタデータとして整理する。【国土交通省、デジタル庁、国立国会図書館、国立情報学研究所】

③ 国際的取り組みへの積極関与と国内政策への還元

UNEGNにおける地名の商業化回避、エクソニム（外来地名）の適正使用、先住民族地名の尊重などの国際的議論に積極的に参画し、国内の制度運用へ反映する。国内専門家の国際会議派遣を恒常化し、動向のモニタリングとフィードバック体制を構築する。

また、UNESCO世界遺産申請などの場で地名表記への配慮を求めるとともに、日本と東アジアの漢字圏における言語文化と地名表記の相互関係を制度的に確立する。国際学術会議（ISC）などの学術団体に対しても、言語文化と地名に関する配慮を働きかける。

さらに、南極地名や海底地形名など、既に国際的な運用が確立している分野の組織と連携し、そこでの優れた取り組みや実践方法を国内の仕組みに取り入れる。最後に、地理的表示（GI）制度や地名の商標登録の普及に伴い顕在化しつつある国際的トラブルを未然に防ぐため、関係国・国際機関と協調しつつ、地名の適正利用を確保する枠組みを整える。【外務省、文化庁、農林水産省、特許庁、独立行政法人国際協力機構】

目 次

1	見解作成の背景とこれまでの取り組みの経過	1
2	地名問題の現状及び問題点	3
(1)	日本の行政組織と地名	3
①	地名改変と法制	3
②	官庁における地名の取扱い	4
③	デジタル庁による住所データベースの活用	5
(2)	近年の地名をめぐる問題と対策	7
①	「平成の大合併」における市町村名をめぐる混乱	7
②	国内地名の外国語表記	7
③	学校教育における地名	8
④	施設の名称と命名権	9
⑤	「地名問題事例集」の作成	9
⑥	ウェブ地図での恣意的な地名表記	11
⑦	民間の地名研究団体及び地名研究者との連携の強化	11
(3)	学術利用のための地名データベースの必要性	12
①	学術利用のための地名データベース	12
②	過去の歴史地名の重要性	13
③	文化遺産としての地名の学術的位置付け—アイヌや沖縄の地名の表記と地名集作成と過去の歴史地名の重要性	13
(4)	諸外国及び国際連合における地名標準化への取り組みと日本における国連との連携強化の必要性	14
①	国際組織における地名標準化への取り組み	14
②	国際的に広く合意されている歴史的文化的遺産としての地名の保護	15
③	地名売買を含む地名紛争	15
④	国連地名専門家グループ UNGEEN などへの対応	15
3	見解の内容	16
(1)	産官学民横断的組織の設置と地名専門家の人材育成	17
①	産官学民横断的な地名問題への取り組み強化と地名専門家の人材育成	18
②	国連地名専門家グループなどへの対応の強化	18
(2)	住所表記の標準化・デジタル化と地名集の整備	19
①	対象地名の選定と地名集の作成方針	19
②	学術利用のための地名データベースの整備促進	20
③	「地名問題事例集」の作成	21
④	教育現場における地名表記の在り方と地名学習の充実	21
(3)	国際的取り組みへの積極関与と国内政策への還元	21

<参考文献>.....	23
<参考資料1>審議経過.....	25
<参考資料2>シンポジウム開催.....	25

1 見解作成の背景とこれまでの取り組みの経過

日本学術会議では、地名問題の重要性と地名標準化の必要性にかんがみ、第23期の平成27年（2015年）に地球惑星科学委員会IGU分科会の下に地名小委員会を新設した。その後、同分科会と小委員会において地名標準化に関する議論を積み重ねた後、第24期の令和元年（2019年）9月20日に地球惑星科学委員会IGU分科会・地域研究委員会地域情報分科会は、報告「地名標準化の現状と課題」[1]を発出した。そこでは、日本における地名使用の現状と問題点を検討し、問題解決のための方策について議論した[2][3]。

報告では、国内の地名に関して、1）各地方公共団体が歴史的な地名を継承し、市町村合併、地域計画・開発の実施、住居表示の施行などによる行政区画の変動の際にはこれを変更してきたが、各省庁が独自に対応し国としての統一的な対応をしていない、2）地名は本来、私たちの文化的歴史的共有財産であり公共的性格を有するものであるにもかかわらず、地方公共団体が個別に命名権を保持し、私企業が駅名や施設名など地名表記に関わる場合のガイドラインがない、3）地名表記は漢字・ひらがな・カタカナ・ローマ字など多様であるが、使用方法についての明確な基準を策定する組織・機関を欠くため、教育・文化行政において地名表記が統一されておらず、教育現場にも影響を与えている、といったことが指摘された。

また、外国の地名に関して、1）日本では、外国地名は慣例を除き現地語の文字（正書法）で表現される発音が原則であるが、現地の言語が当該国の公用語と異なる少数民族への対応は必ずしも適切になされていない、2）漢字使用国以外の地名はカタカナあるいはラテン文字表記されるが、現地呼称ではなく英語表記をもとにカタカナ表記されることがあり、現地表記は貫徹されていない、3）中国地名は漢字・英語読み、広東語読み、ピンイン¹の仮名書きが不統一である、4）外国地名は、外務省の読みを多くの機関が採用しているが標準化されているわけではなく、諸外国との取引に携わる私企業・ジャーナリズムや教育界などが用いるものも統一されているとは言い難い、などが課題とされた[1]。

第24期の報告では、こうした課題解決のための方策として、(1) 地名標準化の必要性、(2) 地名の統合管理、(3) 地名専門家の育成、(4) 国際的対応の強化、(5) 地名集² (Gazetteer) の作成、の5項目を提案した。(1)では、公的機関による地名の表現方法などについての規範の確立という意味での地名の標準化がなされてこなかったことが地名問題を招いた原因だと指摘し、地名標準化のための方策として(2)～(5)を指摘した。(2)では地名の統合管理とは、地名の命名・改名・呼名・表記に関する支援・指導・助言を意味し、組織横断的な取り組みが必要であると述べた。(3)では地名の適切な運用に関して助言のできる専門家の育成が必要だと述べた。(4)では国連の地名関連会合には専門家の派遣が必要なことを述べた。(5)では地名集作成の必要性を強調した。

¹ ピンイン（漢語拼音, Hanyu Pinyin）とは、中国語の発音をラテン文字で表記するローマ字表記体系である。例えば、北京は Běi jīng、上海は Shànghǎi と表記される。

² 第24期の報告では、地名データベースや地名辞典を含めた幅広い意味で「地名集 (Gazetteer)」を用いている。これに対して本見解ではデジタル化の側面を重視するため、「地名集 (Gazetteer)」とは別に、「地名データベース」の語を用いる。この語は住所と地名全般を含む広義なものとして用いるが、デジタル庁が当対象とする住所に限定したものは住所データベースと呼ぶ。

以上が第23期・第24期におけるIGU分科会及び地名小委員会を中心とした活動と第24期に発出した報告の概要である。報告で指摘した内容はその後もますます重要性を高めている。というのも、Society 5.0や第6期科学技術・イノベーション基本計画などの中で、社会全体でのデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められ、その推進のために、令和3年（2021年）9月にデジタル庁が発足したが、その推進課題の1つにアドレス・ベース・レジストリがあり、住所表記の「紐付け」問題がクローズアップされてきたからである。マイナンバーカードの利便性向上を含む行政サービスの高度化には、住所表記の標準化やデジタル化が不可欠で、自動走行や無人配送システムでの利用、農地や山林放棄地などの管理も含め、住居表示の標準化・デジタル化によるシステム構築が急務となっている。

また、現在、ビッグデータ・AI に象徴されるデジタル時代を本格的に迎え、人文・社会科学もデータサイエンスなどを活かした専門知が求められ、デジタル・ヒューマニティーズをはじめとする国際的かつ学際的な研究が動き出した³。現在そして過去の地名・住所を含めた地名データベースは、情報学分野と連携した人文・社会科学の総合知として学術の基盤情報に位置付けられ重要度を高めている[4]。

さらに、2年に一度開催される国連地名専門家グループ（United Nations Group of Experts in Geographical Names, UNGEGN）への対応も必要である。国連は1950年代から地名標準化に取り組むとともに各国に地名専門機関の設立を呼び掛けてきた。経済社会理事会において、国連地名標準化会議（United Nations Conference on the Standardization of Geographical Names, UNCISG）が1967年以来5年に一度開催され、UNEGNは同会議に対して専門家的な立場から助言を行うグループであった。しかし、2017年に両者の統合が決定され、今日では新生UNEGNが常設機関として地名標準化の促進・普及に努めている。だが、このUNEGNの会合に日本は長らく外務省と国土地理院のみが対応し、学識経験者が政府代表団に加わったのはようやく2012年で、しかも2名に過ぎない。今後はこれらの会合への積極的かつ継続的な専門家の参加と、そこでの情報や課題を関連省庁や社会全体に周知する仕組みを早急に構築することが望まれる。このように、地名に関わる国際会議での専門家の役割が今後ますます重要となることから、地名専門家の育成を含めた地名専門委員会のような恒常的な地名専門組織・機関を設立することが急務である。

こうした認識に立って、第25期IGU分科会及び地域情報分科会では地名小委員会の活動継続が必要との判断に至り、第25期においても引き続きIGU分科会の下に地名小委員会を設置した。令和3年（2021年）3月には外務省と国土地理院に働きかけてUNEGNのピエール・ジャイアール議長を含む地名専門家による公開シンポジウムを外務省で開催し、令和4年（2022年）12月18日には日本学術会議地域研究委員会地域情報分科会・地球惑星科学委員会IGU分科会合同の公開シンポジウムも開催した。これらのシンポジウムでは、UNEGN参加者、デジタル庁関係者や学術的な地名のデジタル・データベース作成の専門家による報告を含め、関連領域の幅を広げることに努めた。2022年にオンラインで開催された公開シンポジウムでは190名の参加者を迎え地名問題への国民の関心の高さとその問題

³ 第25期に日本学術会議第一部の中に心理学・教育学委員会、言語・文学委員会、哲学委員会、社会学委員会、史学委員会、地域研究委員会、情報学委員会合同デジタル時代における新しい人文・社会科学に関する分科会が設置された。

の重要性を再認識し、地名専門家の育成及び地名専門組織の設置が必要との認識を深めた。さらに、地名小委員会を中心に、地図専門誌である月刊『地図中心』（2021年6月（通巻585）号）に「地名論壇」特集、地理専門誌である月刊『地理』（2023年11月号）で「地名の諸問題—日本学術会議の議論から」という特集を組み、地名に関する学術書『地名はどのように決まるのか』（古今書院、2025年）を出版し、地名問題の啓発に努めた[5][6][7]。

第25期では、最終的に地名専門組織の設置の検討を必要と考え、地域研究委員会地域情報分科会（発出主体）、地球惑星科学委員会 IGU 分科会、同地名小委員会においてこれを「記録」として取りまとめた[8]。

そして、第26期では、専門分野を広げて第一部地域研究委員会地域情報分科会の下に地名・UNEGN小委員会を設置し、継続的に地名に関連する組織、団体、民間企業などと意見交換を行った。令和7年（2025年）5月24日に、IGU分科会と合同で、公開シンポジウム「地名標準化の現状と課題—UNEGNの活動を理解し日本の地名を考える—」をオンラインで開催し、約180名が参加した。事後アンケートでは、「地名が単なる位置情報ではなく、歴史・文化・記憶・地域アイデンティティを担う重要な社会的資産として広く認識されていることが明らかとなった。一方で、デジタル化や行政実務、国際的な情報共有の進展に伴い、地名表記の統一や標準化の必要性が意識されている。しかし、地名は本来的に多義的・重層的であり、一意的な管理には限界がある可能性も指摘されている。さらに、領土問題、少数言語地名、旧地名の消失、商業化によるイメージ地名の創出など、多様な課題が複雑に関連しながら存在していることへの懸念も示された。」といった意見が寄せられ、本シンポジウムを通して、地名の多様性やその重要性に対する参加者の理解促進を図ることができた。他方で、アンケート結果からは、地名をめぐる認識や制度の在り方に関する課題など、今後検討すべき問題点も明らかになった。

第25期では地名標準化のための地名専門委員会・局を官庁内に設置することを検討したが、本見解では、産官学民による横断的組織の設置を目指すこととした。

2 地名問題の現状及び問題点

(1) 日本の行政組織と地名

① 地名改変と法制

地方自治法では第三条に「地方公共団体の名称は、従来 of 名称による」と記されており、「都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは…条例でこれを定める」と記されているだけで、名称の指針となるようなものはない。名称変更は、市町村合併のように旧来の地方公共団体が再編される場合にしばしば問題となる。

市町村合併は新設合併と編入合併に大別されるが、名称変更が問題になるのは前者の場合で、後者の場合には地名問題は起きにくい[9]。日本では、明治・昭和・平成と大規模な合併が3度行われ、明治の大合併の際には、内務大臣訓令により旧地方公共団体の名称を一字ずつ用いた新たな名称の創出や縁起の良い意味を込めて付けられた瑞祥地名が奨励された[10]。昭和の大合併では、当時の文化庁国語審議会が『町

村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について』（1953年）を出して平易な漢字や平易な読みを奨励した。当時の自治庁も「当用漢字字体表の奨励」（1958年）、「類似名称や極めて不適当な名称の不許可」（1958年）、「新市名が既存名称と同一又は類似とならないような配慮」（1970年）などの通知を出して、それらの通知が新名称を決める際の指針となってきた[10]。

その後、平成の大合併においては、新市町村名として外国起源のカタカナ地名や広域地名が採用される例も見られた。こうした名称は、地域のイメージアップやブランド力の向上、住民から寄せられた意見（公募結果）の尊重、さらには合併時の利害調整を円滑にするなどの効果が期待されていた。一方で、域外の人々にとって地域の位置が把握しにくく混乱を招くことや、長年受け継がれてきた歴史的地名の廃止・喪失につながる点が問題⁴として指摘された[11][12]。

大字（おおあざ）や小字（こあざ）など市町村内の小地域の名称は、明治の廃藩置県以前に使われていた村の地名である旧藩政村名など歴史的地名を継承したものが多く。市町村区域内の町や字の名称を変更しようとする際には「当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない」（地方自治法第二百六十条）と記されている。また、昭和37年（1962年）に成立した住居表示に関する法律でも、住居表示の実施のためには「議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない」（第三条）とされ、新たな町又は字の名称は「できるだけ従来 of 名称に準拠して定めなければならない」（第五条第二項）と記されており、市町村名の変更の際と同様である。新たに行政地名を定める場合には、当該市町村にとどまらない幅広い関係者の意見を聞く機会を設けることが望まれる[11]。

以上のように、市町村の名称、市町村内の小地域の名称は、従来 of 名称の継承を基本とし、変更する場合には市町村が条例に基づき議会で決定することとされている。しかし命名の指針は法的には定められておらず、当該市町村以外からの意見が考慮されないため、妥当性や整合性を欠く地名が誕生する可能性を排除できない。公共的性格を持つ地名に関する法律と地名の命名、改廃、運用への幅広い観点から地名の妥当性や整合性を担保できる制度が必要である[12]。

② 官庁における地名の取扱い

日本の省庁では、以下に示すように、様々な省庁が地名と関わっている。その詳細については、先述の報告「地名標準化の現状と課題」[1]で述べたので、ここでは概要のみに止める。

- ・デジタル庁—アドレス・ベース・レジストリの公開とその活用の推進
- ・総務省—地方公共団体の名称、住居表示など

⁴ 例えば、近江八幡市（近江八幡市・安土町）、東近江市（八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町・能登川町・蒲生町）が成立する際に、合併後の市名に関して多くの議論がなされてきた事例などがある。（守ろう安土・みんなの会『安土町 合併騒動史 年表』

<https://web.archive.org/web/20240420045002/http://anzucci.com/mamorou/chronology.htm>

- ・法務省－地籍の管理とその表示
- ・外務省－世界の国・地域の公式表記を外務省ホームページ「国・地域」に掲載
- ・財務省－国有財産の管理とその表示
- ・文部科学省－教育行政、教科書検定など
- ・文化庁－文化財などの保護とその表示及び標識、案内板、日本語の改善・普及という観点からの地名の表記
- ・農林水産省－農業振興と農産物産地表示（地理的表示）
- ・林野庁－保全林指定とその表示
- ・水産庁－漁区、漁港などの指定とその表示
- ・経済産業省－鉱工業振興と産地表示
- ・環境省－自然保護と自然公園の命名と表示
- ・国土交通省国土地理院－地形図などへの記載
- ・海上保安庁海洋情報部－海図、海洋状況表示システム（海しる）などへの記載
- ・国土交通省道路局－道路の建設維持と道路標識
- ・国土交通省水管理・国土保全局－河川管理、砂防、防災と河川、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などの指定とその表示
- ・国土交通省都市局及び住宅局－都市計画、市街地開発とそれに関する地域指定とその標示
- ・観光庁－観光行政と観光地における標識、案内板など
- ・特許庁－産地・販売地などの商標登録（地域団体商標登録）

以上のように、日本では複数の省庁が地名に関わっているものの、省庁間での地名に関する協議・協力・連携は必ずしも十分とはいえず⁵、地名の標準化は体系的に行われていない。その結果、ローマ字表記や外国語表記についても、省庁間のみならず都道府県間でも違いが見られるなど、地名表記の統一が図られていない状況が生じている。さらに、こうした差異について当事者間で調整が行われる仕組みも十分ではなく、地名表記の齟齬を指摘し調整する地名専門組織の必要性は大きい。

③ デジタル庁による住所データベースの活用

住所データベースは、公的機関などで登録・公開され、様々な場面で参照される人・法人・土地・建物・資格などの社会の基本データの1つである。しかしながら、デジタル庁の報告書によると[13、4頁]、日本では、住所・所在地の情報は市区町村や登記所で個別に管理されており、標準的な住所・所在地を一元的に管理できていない。加えて、一般に流通している住所の表記は、地域により様々に異なり、特殊なケースも多々存在している。

そのため、行政のサービス・業務改革に伴う政府情報システムの整備及び管理に

⁵ 例外として国土地理院と海洋情報部との間では、山や川などの自然地名について常設の連絡協議機関を設けているが、ここでの協議事項は地形図と海図との齟齬の排除であり、他機関への影響は限定的である。また新たな地名を決定しているわけではない。

において、分野を問わず手続きや情報提供に使用される日付時刻、住所、電話番号などの基本的なデータ形式に関しては、デジタル社会推進標準ガイドラインが作成されている⁶。その中で住所のデータ記述は住所関連の主要省庁及び日本郵便株式会社のデータ記述方式を参照し、場合に応じた記述形式が決められている⁷。

政府は、経済構造革新への基盤づくりの一環で、データに用いる文字や用語を共通化し情報の共有や活用を円滑に行う基盤として、行政サービスの相互運用性を向上させる、IMI (Infrastructure for Multilayer Interoperability: 共通語彙基盤) を構築している。共通語彙基盤によって、データで用いる多様な用語の表記、意味、構造を統一し、分野を超えたデータの検索向上やシステム連携強化を実現するためである。例えば、システム内に住所データが保存されていても、他機関へ申請データを送信する際には、相手先のシステム仕様に合わせて再入力やデータ形式の変換が必要となる場合が多い。このため、住所データを交換するための共通の方法を整備する必要がある。既存システムのデータ構造を変更する必要はないが、相手先に応じてデータを変換する際に参照できる共通のデータ項目一覧が求められる⁸。

令和4年(2022年)4月に、デジタル庁は人(個人)などのベース・レジストリのパイロット事業における実証サイトの1つとして、アドレス・ベース・レジストリのカタログサイト(パイロット版)を公開した⁹。すなわち、既存の関連する住所データを整理・統合し、その基盤(参照データ)として位置付ける仕組みとして、アドレス・ベース・レジストリを位置付けたのである。

その後、デジタル庁では、行政が保有する既存の住所・所在地データを用いて初期マスターデータを整備するとともに、整備した初期マスターデータを運用管理するために必要な機能などについての整備を行っている(図1)。

その中には、国土交通省の位置参照情報、国土地理院の電子国土基本図(地名情報)、地方公共団体の町字マスター¹⁰など、国や地域の様々な情報が既にオープンデータとして各作成機関から公開されており、現在、7千を超えるデータセットが閲覧、ダウンロード可能である。しかし、データベースの一元化や更新方法は今後の検討事項であり、デジタル庁は、異なる住所データの互換性を高め、その活用を図ることを

⁶ デジタル社会推進標準ガイドラインで、現在は、政府相互運用性フレームワーク(GIF)に引き継がれている。

「デジタル社会推進標準ガイドライン」 https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/

「政府相互運用性フレームワーク(GIF)」

https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework

⁷ 「行政基本情報データ連携モデルにおける住所」

<https://warp.ndl.go.jp/en/web/20250901100916/https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/1015->

2_gyousei_data_model_address.pdf

なお、なお、デジタル庁の動向については、平本健二氏(デジタル庁データ戦略統括)とのオンライン会議(2021年8月6日)、及び公開シンポジウム「地名標準化の現状と課題:地名データベースの構築と地名標準化機関の設置に向けて」(2022年12月18日)での同氏による講演資料(平本健二「アドレス・ベース・レジストリの推進について」

<https://www.scj.go.jp/ja/event/pdf3/321-s-1218-t3.pdf>)に基づく。

⁸ 「住所 DMD(Data Model Description:データモデル記述)一覧」 <https://imi.go.jp/dmd/0000009/>

⁹ アドレス・ベース・レジストリのカタログサイト https://www.digital.go.jp/policies/base_registry_address/

¹⁰ 町字マスターは、地方公共団体が管理する町名・字名などの地名単位を整理した基礎データで、住所データベースの基盤となるものである。多くの場合、町字名、町字コード、住居表示の有無、郵便番号などの情報を含む。

当面の目的としている。

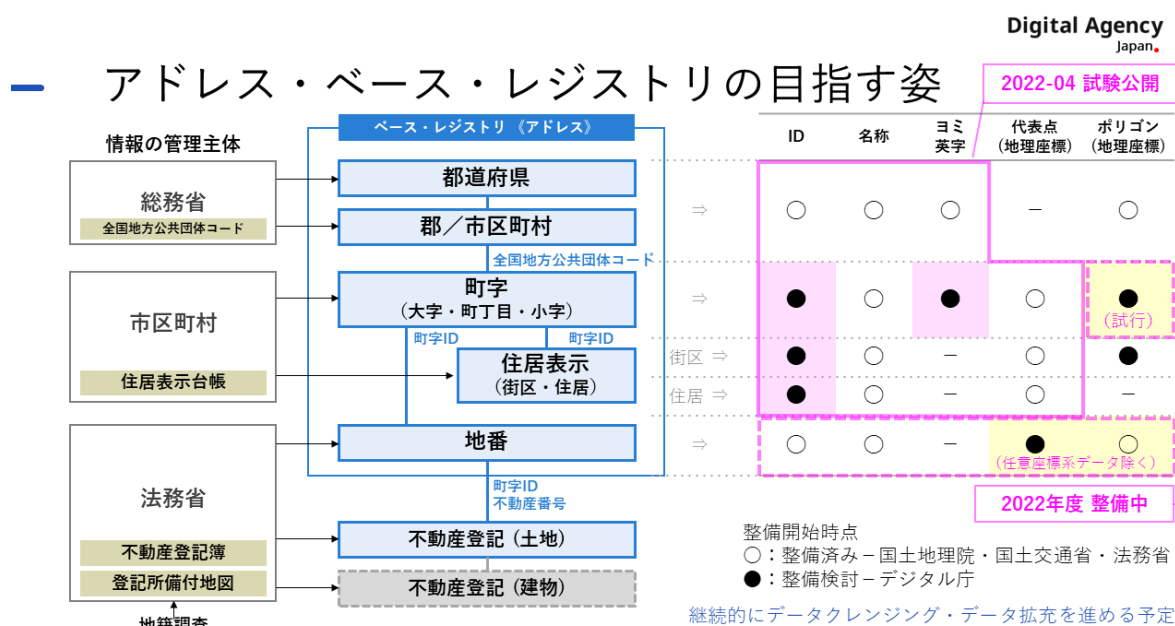


図1 デジタル庁のアドレス・ベース・レジストリ

出典：公開シンポジウム「地名標準化の現状と課題：地名データベースの構築と地名標準化機関の設置に向けて」の講演資料より抜粋 (<https://www.scj.go.jp/ja/event/pdf3/321-s-1218-t3.pdf>)

注：図中の「2022年4月試験公開」、「2022年度整備中」は、「2024年1月に仕様公開」。

(2) 近年の地名をめぐる問題と対策

① 「平成の大合併」における市町村名をめぐる混乱

(1)で述べたように、平成の大合併では、国立公園名に由来するものの外国語起源として批判された「南アルプス市」のようなカタカナ地名や、奥州市のような広域地名など、地名が持つ公共財的側面や歴史的地名の継承などの観点から、当該市町村に対して多様な意見が見られた[11]。市町村名の決定権は当該市町村にあるが、その決定プロセスにおいて当該地域以外の住民も含めた様々なステークホルダーや学識経験者など地名の専門家の意見が十分に反映されなかった点に、こうした混乱の一因があったと考えられる。当該市町村以外の人々もその名称を使用するという、地名の持つ公共財的側面を考慮すれば、地方議会で名称を決定する際に、ステークホルダーや学識経験者などによる意見を反映させるための手続きや指針が必要である。

② 国内地名の外国語表記

2010年代に訪日外国人観光客が急増すると、国内地名の外国語表記の不備やローマ字表記の混乱が指摘された。ローマ字表記にはヘボン式、訓令式、修正ヘボン式など様々な方式があり、観光地の地名表記でも異なるローマ字表記が用いられ、混乱が生じている。外務省では公文書やパスポートの人名表記を原則としてヘボン式としているが非ヘボン式も認めている。ローマ字表記の混乱については、令和6年(2024年)

5月に文部科学大臣から文化審議会に対して「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」の諮問がなされ、令和7年（2025年）8月に「改定ローマ字のつづり方」についての答申をみた。それによれば、これまでの訓令式に則ったつづり方は廃止され、新たなつづり方が「よりどころ」として示された¹¹。この「つづり方」は国語全体のローマ字表記に関するものであり、地名に限定されないが、今後はこれを参考にして地名のローマ字表記を検討していく必要がある。

また、山や川など自然地名のローマ字表記で、「Fujisan」のように日本語の読みをそのままローマ字表記するのか、「Mount Fuji」のように日本語の意味を英訳するのか、といった問題もある。これについては、国土地理院の「地名等の英語表記規程（平成28年3月）」¹²、観光庁の「地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル（令和4年3月）」¹³などの指針があるが、地方公共団体はそれらを参考にしながら独自に対応を行っているのが現状であり、地名の外国語表記全般に総合的対処可能な組織が必要である。

③ 学校教育における地名

学校教育では、日本や世界の地名表記の不統一による混乱が重要な課題の1つとなっている。例えば日本地名の読み方や外国地名の表記について、科目間や教科書間での標準化への配慮が必要である。かつて文部省が『地名の呼び方と書き方（社会科手びき書）』（1959）によって国のガイドラインを示し、その後教科書研究センターによって『地名表記の手引』（1978）及び『新 地名表記の手引』（1994）が刊行されるなどガイドラインは改訂されたが、今世紀における改訂はない¹⁴。また、令和5年（2023年）2月には、文部科学省の教科書検定に合格した教科書（地図帳）で地名を含む訂正箇所が多さが問題視された¹⁴。ガイドラインの継続的作成が急務である。

後述するように、外国地名については、国名や首都名は外務省による表記を基準として教科書会社の協会内で統一見解を出しているが、この見解には拘束力はなく教科・科目間で齟齬があり検討が必要である。

また、学校教育においては「教材としての地名」に留意することも重要である。例えば、アイヌ語地名を学ぶことでアイヌ文化の学習をより深めるとか、災害地名¹⁵を学ぶことで防災教育の理解を深めることができ、児童・生徒にとっては親近感や意外性が増すなど、地名教育を通して地名の命名に関する規則性に気付かせるという学

¹¹ 文化庁のウェブサイト「改定ローマ字のつづり方（答申）」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/94261201_01.pdf

¹² 国土地理院のウェブサイト「地名等の英語表記規程」

<https://www.gsi.go.jp/common/000138865.pdf>

¹³ 観光庁のウェブサイト「地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル」

<https://www.mlit.go.jp/kankochu/content/001881928.pdf>

¹⁴ 例えば、読売新聞オンライン 2023/08/10 「訂正が1200か所あった「東京書籍」教科書、26年度廃刊…新高等地図」 <https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20230810-OYT1T50001/>

¹⁵ 災害地名とは、洪水、津波、土砂災害、湿地などの自然災害や災害を引き起こしやすい自然条件に関連して成立したと考えられる地名を指す。日本では古くから、地形や水害などの自然環境を反映した地名が多く存在することが指摘されており、これらは地域の自然条件や過去の災害経験を伝える文化的記憶として理解される場合がある^[15]。

習の発展・普遍性につなげるとともに、幼少時からの地名への関心を持たせることができる[14]。特に令和4年度からの新学習指導要領の下、高等学校では「地理総合」が必修化されたことから地名教育の重要度が増している。

④ 施設の名称と命名権

スポーツ施設など民間施設の命名権の増加に伴って、財政難にあえぐ地方公共団体による公共施設の命名権の売却が増えている。しかし、地名が「地域住民のものであると同時に、第三者が空間認識・行動する際に必要な公共財である」[11]のと同様、公共施設も公共財であり、人々の空間認識や行動に影響を与えるため、財政状況を考慮する必要はあるものの、名称が短期間で頻繁に変更される場合や、地域との歴史的・文化的関係の乏しい企業名が付与される場合などには、利用者の空間認識に混乱を生じさせる可能性がある。このため、公共施設の名称については、過度に営利的な命名を避け、公共性や地域性に配慮した名称を維持することが望ましい。また、民間施設であっても、大規模で知名度の高い施設は利用者にとってランドマークとなり公共的性格を有する。特に命名権が短期間で更新される場合には名称変更が繰り返される可能性があるため¹⁶、命名に際しては利用者への配慮が望まれる。

⑤ 「地名問題事例集」の作成

これまで指摘した地名の問題に対処するには適切な指針が必要となる。そのためには、過去に問題化したり、疑義が出されたりした地名の事例を集めた「地名問題事例集」を産官学民横断的組織が中心となって作成し、公開することが肝要である。以下では上述の①～④の内容に該当する具体例を示す。

ア 国内地名の事例

(ア) 平成の大合併時での事例

- ・歴史的地名が継承されなかったもの－さくら市（栃木県、2005年成立）、奥州街道の宿場町である氏家町と城下町の喜連川町という歴史的な地名が継承されず、市内に桜の名所が多いことから市名が「さくら市」となった。
- ・広域地名が一部の地域のみ継承されたもの－外ヶ浜町（青森県、2005年成立）、かつて外ヶ浜は陸奥湾全体の呼称であった。奥州市（岩手県、2006年）、奥州は東北地方全域を指す地名であった。
- ・新たな名称が普通名詞で地域性がなく、イメージ重視のもの－みどり市（群馬県、2006年成立）、中央市（山梨県、2006年成立）、など。
- ・歴史的認知範囲と行政区の不一致－奥州市（岩手県、2006年成立）、甲州市（山梨県、2005年成立）、甲斐市（山梨県、2004年成立）など。
- ・外国起源の名称をカタカナで用いた例－南アルプス市（山梨県、2002年成立）、中央アルプス市（長野県、不成立）、南セントレア市（愛知県、不成立）

¹⁶ 例えば、西武ドーム（1998-2008）は、インボイス SEIBU ドーム（2005-2006）、グッドウィルドーム（2007-2015）、西武プリンスドーム（2015-2017）、メットライフドーム（2017- 2022）、ペルーナドーム（2022-）と変更されている。

立)。

- ・名称が広範囲の場所を指すもので場所の特定が困難な広域地名－四国中央市（愛媛県、2004年成立）、奥州市（岩手県、2006年成立）、南九州市（鹿児島県、2007年成立）。

- ・類似地名の競合－合併によって新たに伊豆市・伊豆の国市・南伊豆町が誕生し、既存の伊東市（伊豆高原を含む）・西伊豆町・東伊豆町などとの区別が困難になった。

(イ) 国内地名の外国語表記

- ・群馬県の県名表記－ヘボン式「GUMMA」から非ヘボン式「GUNMA」に変更。
- ・住居表示の新橋はヘボン式「Shinbashi」、JR新橋駅は修正ヘボン式「Shimbashi」。

(ウ) 学校教育における地名

- ・佐渡島－地図帳の「佐渡島」には「さどしま」と「さどがしま」の2種類のルビがある。
- ・北京市－地図帳に「ペキン（ベイジン）（北京）」と併記。
- ・教科書による表記の違い－「ベトナム」と「ヴェトナム」、「ギリシア」と「ギリシャ」は教科書や科目により異なっている。

(エ) 地名としての公共施設の名称

- ・ビジネスとしての命名権－いわゆる「ネーミングライツ」と呼ばれるもので、命名権は短期間のうちに変更される可能性があるため、その名称が地図帳などに記載されると学年によって異なる名称で学習するといった混乱も生じ得る。また、改称には至らなかったものの、泉佐野市で市名の命名権が募集された例もある。また鎌倉市では材木座、由比ガ浜、腰越の命名権（いずれも海水浴場名）を得た企業がこれらの名称の変更をしなかった例もある¹⁷。
- ・駅名と地名の不一致－旧米原町（まいはら）と米原駅（まいばら）、愛知県額田郡幸田町（こうた）とJR東海道本線幸田駅（こうだ）、など。
- ・地名と施設名の不一致－名古屋市昭和区鶴舞（つるまい）一丁目にある公園の名称は鶴舞（つるま）公園、最寄り駅のJR中央本線の駅名は鶴舞（つるまい）、など。

イ 国際的な地名呼称の事例

地名の呼称をめぐる様々な国際問題がある。

- ・日本海や竹島の呼称をめぐる日韓の問題－1992年のUNCSSGで韓国が日本海について韓国語での「トンヘ」呼称の翻訳である東海あるいは East Sea を併記すべきと問題提起し、以降継続的に主張している。日本政府外務省は日本海呼称問題について、日本海 Sea of Japan を国際的に確立した唯一の呼称とする基本的な考え

¹⁷ 「2013年海水浴場命名権取得」 <https://www.hato.co.jp/activity>

方を示している¹⁸。

- ・トルコの国名変更—トルコ政府は国名の英語表記を Turkey（ターキー）から Türkiye（テュルキエ）へ変更することを 2021 年 12 月に決定した。これに対して外務省は、Türkiye 表記を用いることは一部可とするが、基本的には Turkey と記載することとした。

- ・ウクライナの首都名変更—2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略に伴い、日本政府はウクライナの首都名を「キエフ」から「キーウ」にするなど、ロシア語表記からウクライナ語表記に変更すると発表した。

- ・アメリカ合衆国はメキシコ湾をアメリカ湾に、デナリ山をマッキンリー山に変更するよう大統領令を出したが、国際的には変更されず、アメリカ内部でもそれに従わない通信社がある。

⑥ ウェブ地図での恣意的な地名表記

パソコンやスマートフォンの普及に伴い、グーグルマップなどのウェブ地図の利用が拡大している。その過程で、検索頻度や利用状況を反映して、正式の地名よりも商業施設などの POI（Point of Interest; 関心地点）の通称名が優先的に表示される事例も増加している。例えば、ウェブ地図上で外国地名を検索すると、その外国ではなく日本国内にある同一名称の施設名や店舗名が表示されてしまうことがある。

一方、上記の事例とは文脈が異なるものの、ウェブ地図上での恣意的な地名表記の事例を挙げると、UNEGN の 2025 年会議では、Google Maps などのウェブ地図が利用者の地域や言語設定によって地名表示を変える事例が報告された¹⁹。同社は、UNEGN2023 年会議でも日本海の呼称について、日本からの英文利用者に対しては「Sea of Japan」、韓国からの英文利用者に対しては「East Sea」、併記を認めている米国の州からの利用に対しては「Sea of Japan (East Sea)」と表記していた²⁰。

このように、地図製作会社の地名の取扱いは、商業的要請や国際政治への配慮など、複数の要因の影響を受けている。適正な地名の使用をめぐることは、企業との対話を進めるとともに、利用者への啓発を図る必要がある。

⑦ 民間の地名研究団体及び地名研究者との連携の強化

1981 年に設立された「日本地名研究所」をはじめ、日本には数多くの民間の地名研究組織が存在する。こうした民間の地名研究所では文化遺産としての地名に関して造詣の深い在野の研究者が多いものの、学術専門団体との交流はこれまで限定的であ

¹⁸ 「外務省日本海呼称問題」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html

¹⁹ Jordan, P. (2025): Excessive use of exonyms by Google. Paper submitted by Austria. United Nations Group of Experts on Geographical Names (UNEGN), 4th Session, New York, 28 April-2 May 2025. Document symbol GEGN.2/2025/17/CRP.17.
https://unstats.un.org/unsd/ungegn/sessions/4th_session_2025/documents/GEGN.2_2025_17_CRP17_item8c.pdf?utm_source=hatgpt.com

²⁰ これについてはその場で修正動議が出され、日本代表団も同社に対して異議申し立てを行った。

った。今後は学術団体が積極的に在野の地名研究団体・研究者との交流を深める必要がある。

(3) 学術利用のための地名データベースの必要性

① 学術利用のための地名データベース

第6期科学技術・イノベーション基本計画において人文・社会科学に期待される総合知の実現において、国立国会図書館などでの資料のデジタル化に伴い、データ駆動型研究の推進が求められている。その中には、地図や地域統計などの様々な地理空間情報が含まれる。地理情報システム（GIS）で分析可能な現在そして過去の地名・住所を含めた地名データベースは、学術の基盤情報の1つに位置付ける必要がある。

1980年代後半に欧米で起こったGIS革命は、これまでの紙地図をデジタル地図に移行させ、地図をはじめとする地理空間情報がデジタルで扱われるようになった[16]。新たな地理空間情報には、デジタル地図だけでなく、地名や住所に紐付けられた地域統計なども含まれる。例えば、国勢調査などの基幹統計は、都道府県、市区町村、町丁目や大字・小字などの地名・住所の表示区域に対応した空間単位で集計され、GISで様々なセンサス・マップを作成することができる。また、施設などの住所を含んだ台帳なども地理空間情報であり、地番を含む住所文字列を経緯度に変換するジオコーディング（あるいはアドレスマッチング）というGIS手法を用いることで、施設の位置を点データとして地図上に表示させることができる。このように地図を用いる学問分野ではGISが基本的な分析ツールとなり、活用可能な地名や住所のデータベースが、時空間を扱う学術基盤情報の1つとなる。

また、図書館において、資料検索の手がかりとなる著者名やキーワードなどを整理してまとめた典拠データにも地名が含まれる。例えば、国立国会図書館が作成している典拠データの中で、地名は名称典拠の中に含まれるが、すべての地名の揺らぎを網羅しているわけではない。例えば、米国議会図書館は、人名や地名などの統一標目に関する変更や改正の提言を行っている²¹。

さらに、オープンガバナンスが推進される中で、国や地方公共団体が所有するデータのオープン化が進められ、住所を含んだ施設情報などが公開されている。例えば、京都市では、毎月の旅館業法に基づく許可施設一覧をオープンデータとして公開する。そこには施設の名称、所在地、申請者氏名、旅館業法の種類、許可日が記され、その所在地は地番を含む住所で示される。文字列の住所の位置を点データとして地図化するには、住所をその代表点の経緯度に変換する前述のジオコーディングといったGIS手法を施す必要がある。その操作には、地番を含む住所とその経緯度を示した住所辞書を含むジオコードと呼ばれるプログラムが必要となる。現時点では、全国すべての地番を含む住所文字列に対応した完全なジオコードは整備されていない。また、町丁目や大字・小字は経年的に変化し、地番も統合や分割によって変動するため、その維

²¹ Library of Congress Subject Headings (LCSH) のウェブサイト
<https://www.librarianshipstudies.com/2018/01/library-of-congress-subject-headings-lcsh.html>

持・更新には継続的かつ膨大な作業が必要となる。しかし、住所情報を空間情報として統合的に利用するためには、正確なジオコーディング基盤の整備が不可欠であり、行政手続のデジタル化やデータ連携を進める上でも重要な基盤となる。そのため、住所表記の標準化・デジタル化とともに、継続的に更新される全国的な住所データベース及びジオコーダの整備を進めることが求められる。

ただし、デジタル化に伴う課題として、システムの更新や組織改編、予算措置の変化などにより、公開されていたデータが利用できなくなったり、アクセス方法が変更されて継続的に参照できなくなったりする事例が指摘されている。地名データは行政手続や研究、地域情報の共有などに広く利用される基盤情報であるため、単にデータを作成するだけでなく、長期的に維持・更新し、安定的に公開される体制を確保することが重要である。こうした持続的なデータ管理が実現されることで、学術研究に加え、住民サービスや民間の地理情報サービスなど多様な分野での活用が期待される。

② 過去の歴史地名の重要性

国立国会図書館や国文学研究資料館などでは古典籍などのデジタル化が進められており²²、そこには過去の歴史地名が含まれることが多い。それらに対応した経緯度を含むGISベースの地名データベースの作成は、デジタル・ヒューマニティーズの発展に不可欠である。旧版地形図、外邦図や古地図などのWeb公開も進んでおり、それらを用いた歴史地名データベースの構築が期待される。

特に、古典籍などに含まれる地名をジオコーディングするためには、現在では消滅してしまった歴史地名のジオコーダが必要である²³。

歴史地名の中には、かつて湿地や川であった場所に水関連の言葉を含む地名が見られる。そのような場所は大雨時に水が溜まりやすく、地震による液状化の被害を受けやすい。時代とともに変化してきた地名を示すシステムを構築するとともに、失われた歴史地名をGISデータとして整備することは防災の観点からも重要である。

他方、これまでは災害問題や歴史問題などの観点から取り上げられてきた地名を地名教育と連動させて、なぜそのような場所に人々が居住してきたのかを地域の歴史学習と合わせて学ばせる教育も重要である。

③ 文化遺産としての地名の学術的位置付け—アイヌや沖縄の地名の表記と地名集作成と過去の歴史地名の重要性

北海道にはアイヌ語起源の地名が多い。しかし、アイヌ語起源の地名の大半は和人の入植過程において漢字に置き換えられ、もとの地名の発音が変わってしまったものも多い[11]。UNGEGNには「文化遺産としての地名ワーキング・グループ」があ

²² 例えば、「ジャパンサーチ」のウェブサイト <https://jpsearch.go.jp/>

²³ 例えば、大学共同利用機関法人人間文化研究機構では、過去の地名辞書や旧版地形図などから『歴史地名データ』(https://www.nihu.jp/ja/publication/source_map)を、ROIS-DS 文学オープンデータ共同利用センターでは、株式会社平凡社地図出版と協働して、過去の行政地名約8万件を含む『日本歴史地名大系』地名項目データセット(<https://geoshape.ex.nii.ac.jp/nrct/>)を作成している。

り、マイノリティの地名の保存や文化遺産としての地名の保存に積極的に取り組んでいる²⁴。アイヌ語地名についてもその保存に積極的に取り組む必要がある。北海道では1997年に北海道旧土人保護法が廃止されてアイヌ文化振興法が制定された際に、地理学者らにより「アイヌ語地名の尊重とその平等な併記を求める要望書」が北海道庁に提出された[17]。その後、1999年、道庁に「アイヌ語地名普及会議」が設置され、現在も各種地名表示や関係刊行物へのアイヌ語併記など具体的な普及方策が推進されている²⁵。

この結果、旭川市では2003年以降アイヌ語地名を併記した地名表示板が設置されるようになった。しかし、地名併記の表示板の設置は他の地方公共団体への広がりを見せてはいないため[17]、同様な表示板の設置の普及が望まれる。

沖縄の地名についても同様である。沖縄の言葉は琉球諸語ないしは琉球方言と呼称され、地元の言葉では「しまくとぅば」（島言葉）や「うちなーぐち」（沖縄口）などと呼ばれるが、これらの琉球諸語は琉球処分（1879年）以降、標準語の普及を図る日本政府の政策のもとで衰退の一途を辿った。この結果「しまくとぅば」を話せる人々が減少したため、沖縄県は2006年に県の条例により9月18日を「島言葉の日（しまくとぅばの日）」と定め、「しまくとぅば」を次世代に継承するための各種事業を行っている。2022年には「しまくとぅば」の表記法をまとめ、ホームページで公開し、次世代への継承を進めている²⁶。この試みは地名集の作成にも役立つ。

このように、アイヌ語及び琉球諸語による表記を積極的に残そうとする試みは地名のみならず言語や方言全般に関わるが、これらの言語をUNESCOが消滅の危機にある言語・方言に指定していることから、文化庁も保存・継承に取り組んでいる²⁷。こうした標準語とは異なる言語による地名データベース作成も今後の取り組みの1つに位置付け、その成果を、UNEGNの「文化遺産としての地名ワーキング・グループ」など国際的組織の場に積極的に発信していく必要がある。

(4) 諸外国及び国際連合における地名標準化への取り組みと日本における国連との連携強化の必要性

① 国際組織における地名標準化への取り組み

地名に関する国際的組織としては国際連合経済社会理事会に地名専門家グループ UNEGN があり、学術組織としては国際地理学連合（International Geographical Union, IGU）及び国際地図学協会（International Cartographic Association, ICA）の合同地名部会（Joint Commission on Toponymy, JCT）が代表的である[18]。この合

²⁴ UNEGN Working Group on Geographical Names as Cultural のウェブサイト
https://unstats.un.org/unsd/ungegn/working_groups/wg9.cshtml

²⁵ 北海道アイヌ政策推進局アイヌ政策課『アイヌの人たち、アイヌ文化への理解を深めるために』
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/rikai/>

²⁶ 沖縄県のウェブサイト「沖縄県における「しまくとぅば」の表記について」
https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/009/625/02_shimakutubahyouki.pdf

²⁷ 文化庁の消滅の危機にある言語・方言のウェブサイト
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html

同部会は UNGEGN においても活動している。

UNEGN は、もともとは地名標準化に関するテクニカルな助言を提供することを目的として設立されたものであるが、今日では、すべての国々が、①全国的規模での地名組織・機関ないしは公認の行政手続きによる標準化地名の決定、②地名集や地図帳、データベースなどにより標準化された地名の普及、③アルファベットを用いない国々においては、アルファベットによる標準化されたローマ字表記方法の策定、という 3 つの目標を掲げている²⁸。こうした目標を達成するために、UNEGN は 24 の地域・言語分科会²⁹と 9 つのワーキング・グループなどで広範な活動を行っている。

② 国際的に広く合意されている歴史的文化的遺産としての地名の保護

UNCSGN は 2012 年に「地名の性質を文化遺産として確立・評価する基準」について決議し文化遺産としての地名保護の基準を示した (UNCSGN 決議 2012, X/3)³⁰。そこで推奨されている地名保護の基準とは、地名の古さ、地名のレジリエンス (その地名が歴史的な変動や社会的圧力に抗しても生き残り、人々に使われ続ける持続力や回復力)、地名の希少性、地名の文化・地理・歴史的能力の証明性、地名のアピール度、地名のイメージ喚起能力である。

③ 地名売買を含む地名紛争

UNCSGN は 2012 年に「地名の商業化の回避」の決議を出している (UNCSGN 決議 2012, X/4)³¹。そこでは、地名が地域社会において長年用いられてきた「無形文化遺産」であるとの観点から、商業目的での地名の改変や売買は長年使われてきた多くの地名の安定的な使用を損ねるものであり、世界各国の地名当局が地名の商業化を禁じている事例を踏まえて、地名当局が地名の商業化を止めさせることを奨励している。前述の鎌倉市がネーミングライツを募集した「腰越」などの海水浴場の名称の場合、購入した企業がこれを変更しなかったのは、企業と市が協働で海水浴場の愛称を募集したところ、「従来の名称を変えずに使用する」が最も多かったからである。

④ 国連地名専門家グループ UNGEGN などへの対応

UNEGN のウェブサイトには世界各国の地名組織 (National Names Authorities) に関するページがあり、世界各国の地名組織の有無を示す図が掲載されていて、日本は「あり」に分類されている³²。これは国土地理院と海洋情報部が「地名等の統一に関

²⁸ UNGEGN のウェブサイトによる (<https://unstats.un.org/unsd/ungegn/>)。

²⁹ 日本は日本・韓国・北朝鮮で構成される東アジア分科会に属している。

³⁰ 英語のタイトルは、Resolutions, No. X/3, 2012, Criteria for establishing and evaluating the nature of geographical names as cultural heritage である (https://unstats.un.org/unsd/ungegn/documents/RES_UN_E_updated_1-11_CONF.pdf)。

³¹ 英語のタイトルは、Resolutions, No. X/4, 2012, Discouraging the commercialization of geographical names である (https://unstats.un.org/unsd/ungegn/documents/RES_UN_E_updated_1-11_CONF.pdf)。

³² UNGEGN ウェブサイトの各国の地名組織に関するページに世界各国の地名組織の有無を示す図が掲載されている (<https://unstats.un.org/unsd/ungegn/nna/>)。なお、同図は UNGEGN の会報 (UNEGN (2016): National Names Authorities

する連絡協議会」を設けていることを「国による地名組織National Names Authority」と回答したことによるが、地名の命名・表記・使用地名標準化には諸省庁間の連携が必要であり、この協議会は、そうした省庁間を束ねる地名組織に必要な機能・権限を有していない。さらに、学校教育で用いられる教科書などの表記とも連携していない。

国連による地名標準化の定義とは「公的機関による、均質な地名表現のための標準あるいは基準に関する固有な制度の確立」[19, p. 9]を意味するものであり、地域情報分科会地名・UNEGN小委員会を含めた本見解に関わる分科会では、日本にはそうした組織・機関はいまだ存在しないと認識している。したがって、この連絡協議会を改めて地名に係る実質的な機能を持たせるか、あるいはUNEGNの資料にある地図の記載内容を改めるかの変更が必要になる。とはいえ、国連への対応強化を本見解の方策として掲げる以上、UNEGNの地図の記載内容を改めるという選択肢は望ましくない。今後は、現在「ある」とされる地名組織の機能的強化を図り組織の実質化につなげていく必要がある。そのためには、学術界において地名関連を共有する全国規模の組織を創設し、地名関連業界・官界・民間団体などとの連携を進めていくことが必要となる。

国連への対応については、2年に一度開催されるUNEGNのセッションに、国連大使（特命全権大使・次席常駐代表）を代表として、外務省、国土地理院、学術界からそれぞれ若干名が出席している。学術界からの出席は2012年の会議が最初であり、それ以前は全く参加していなかった。UNEGNでは地名標準化、地名データベース、ローマ字表記などのテーマごとに複数のワーキング・グループが設けられており、各分野の専門家が議論に参加することが求められている。例えば、2014年の会議では隣国の韓国から7名の研究者が出席していたのに対し、日本からの研究者の出席はなく、こうした国際的な議論への学術的関与を強化する必要がある。現在、日本の学術界からは2名が出席しているが、地名学、地理学、地図学、言語学など関連分野の専門性を踏まえると、少なくとも数名程度の研究者が参加する体制が望ましい。

UNEGNの開催期間中にはIGU及びICAの合同地名部会のビジネス・ミーティングが開かれていることから分かるように、UNEGN、IGU、ICAに共通に出席する地理学者や地図学者が少なからず見られる。今後、日本の学術界からのUNEGNとその関連会議に関与する研究者を増やすことで、UNEGNとの連携強化を進める必要がある。そのためには、学術分野横断的に地名学や地名問題に関わる様々な分野の学識経験者を構成メンバーに含む地名専門組織を設立しUNEGNへの対応を図ることが望ましい。さらに地名に関心を持つ若手研究者の育成も課題となろう。地名教育には地理・地図・言語・歴史・民族など多様な学問分野の協力が必要である。

3 見解の内容

「2 地名問題の現状及び問題点」で示した地名に関わる問題は、組織や人材、基盤

structures and operations, *UNEGN bulletin* 51.) の表紙にも掲載されている
(https://unstats.un.org/unsd/ungegn/pubs/Bulletin/UNEGN%20bulletin%2051_FINAL.pdf).

情報、国際基準が相互に密接に関連する課題であり、いずれか1つのみでは持続的な解決が困難である。このため、本見解では、(1)産官学民横断的組織の設置と地名専門家の人材育成、(2)住所表記の標準化・デジタル化と地名集の整備、(3)国際的取り組みへの積極関与と国内政策への還元、を三位一体として推進することを提案する。これによって、国内外の基準の整合、統一的で信頼性の高い地名運用、歴史的・文化的地名の保護を同時に実現し、地名問題を継続的に解決できる持続的なガバナンス体制を構築する点に意義がある。

(1) 産官学民横断的組織の設置と地名専門家の人材育成

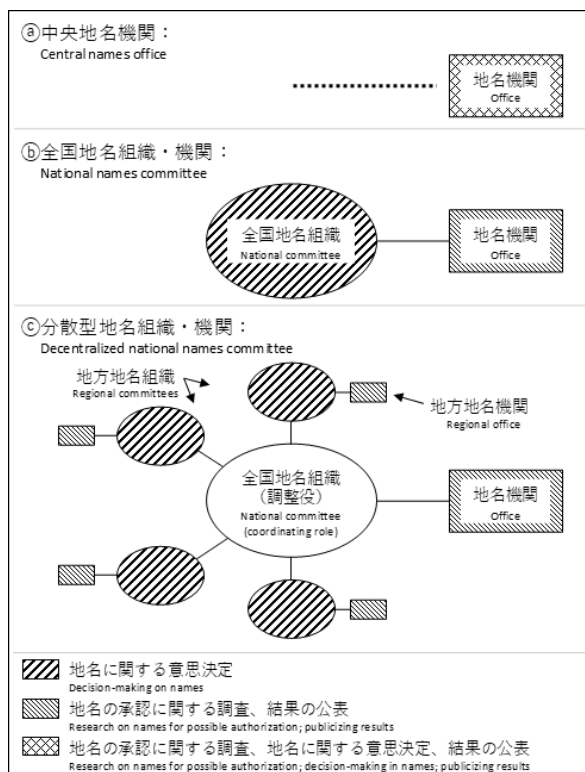


図2 地名当局のタイプ

[19]p. 23の図3を基に作成

ことである。同組織は、地方公共団体・関係省庁・研究機関・民間事業者・地域コミュニティなどの参画により、全国的な方針とガイドラインを提示し、個別案件への専門的支援を行う。また、地名運用に助言可能な専門人材（名称学・地理情報・言語文化・法制度に通じた実務家）を計画的に養成し、各地域に配置・ネットワーク化する。

その組織は、⑥の全国の地名専門組織に該当するものであり³⁴、この地名専門組織は具体的には以下の2つの機能を備えるべきである。

UNEGNによる各国の地名標準化のためのマニュアルでは、地名当局のタイプとして、④中央地名機関（Central names office）、⑤全国地名組織・機関（National names committee and office）、⑦分散型地名組織・機関（Decentralized national names committee and office）の3つを挙げている（図2）[19]³³。④は既存の政府機関・機構の一部として機能する機関である。⑤は学識経験者などによる組織（委員会）と政府機関とで構成される組織・機関である。⑦は組織が全国組織と地方組織とで構成され、それに事務機構が加わるものである。いずれのタイプにおいても、地名専門組織は地名標準化の指針や助言を行う組織であり、強制力を持つ決定機関ではない。

本見解で提案するのは、地名の命名・改名・呼称・表記に関して、助言・指導・審議・調整を担う産官学民横断的な常設組織「地名問題検討委員会（仮称）」を設置する

³³ 参考文献[17]の第4章(pp. 21-26)による。

³⁴ なお、将来的に北海道や沖縄県など、日本語の地域方言だけでなく、アイヌ語や琉球諸語といった独自の言語が見られる都道府県を重視するなら、全国組織と地方組織とからなる⑦の分散型に移行する可能性も考えられる。

① 産官学民横断的な地名問題への取り組み強化と地名専門家の人材育成

上述のように、地名を専門とする学識経験者からなる地名専門組織を形成した上で、将来的には実務家や法律の専門家なども含めて恒常的に地名全体の標準化を進める組織を設置し、予算措置を講じていくことが望ましい。地名専門組織は、②で述べるUNEGGNとの関連を重視するなら、国土地理院あるいは外務省に設置すべきであろうし、地方公共団体行政との関連性を重視するなら総務省、文化行政や教育漢字との関連性を重視すれば文部科学省、データベース作成との関連性を重視するならデジタル庁における設置が考えられる。又は、多省庁にまたがる地名専門組織の性格を考慮するなら、地名専門組織を内閣府に置いて各省庁に設置された事務局が対応するという選択肢も考えられる。しかし、政府内に新たに組織を作ることは容易ではなく、まずは、地名問題の共有化・データベース作成・国際連携を一体的・俯瞰的に対応する産官学民横断的な連携組織を立ち上げることを提案したい。

地名は多様な分野において取り組まれている研究対象である。そのため地名専門組織の主体となる学識経験者は、地名研究の専門家を中心としつつ、地域研究・地理学・地図学・言語学・歴史学・民俗学・国際関係論・行政学などの関連分野の研究者を含む学際的な構成とすることが望ましい。こうした専門家集団によって、国際的に広く合意されている歴史的文化的遺産としての地名の保護、地名売買を含む地名紛争に関する調停案の提案、地名問題の広報への対応などが取り組まれるべきである。そのためにも、分野横断的な若手の地名研究者の育成が必要である。この点において、公益社団法人日本地理学会において2025年3月に「地名問題検討委員会」が設立されたことは、学术界における地名問題への積極的な取り組みの進展として評価したい。既述のように、地名問題は地理学のみならず多様な分野と関わっている。今後はこの委員会を中心に地名に関連する様々な学術分野との交流・連携を深めることが肝要である。加えて、地図製作会社、教科書会社などの「産」、地名を取り扱う行政機関などの「官」、民間の地名研究団体や研究者に加え、郷土史家、観光関係者、地域住民など地名に関心を持つ多様な主体である「民」との連携・交流を深める必要がある。さらに、大学教育や研究集会、国際会議への参加などを通じて若手研究者や実務者を育成するなど、人材育成の取り組みを進めることが重要である。こうした活動を積み重ねることで、先に述べたような地名専門家組織を将来的に設立する基盤が形成されていくであろう。

② 国連地名専門家グループなどへの対応の強化

前述したように、UNEGGNの分類では、日本には地名組織が存在することになっているが、これは国による常設の地名組織といえる性格のものではなく、地域情報分科会地名・UNEGGN小委員会を含めた本見解に関わる分科会では、日本にはそうした組織はいまだ存在しないと認識している。したがって、現行の連絡協議会を改めて地名に係る実質的な機能を持たせることが必要になる。

UNEGGNにはIGU、ICAに共通に出席する地理学者や地図学者が見られ、両分野以外に

も様々な分野の研究者がUNGEENには参加している。したがって、今後、学术界からのUNGEENの活動に関与する研究者を増やすことで、UNGEENとの連携の強化を進めていく必要がある。そのためには、学术界での分野横断的な取り組みが必要で、地名学や地名問題に関わる多様な分野からの学識経験者により構成される委員会組織を創設しUNGEENへの対応を図るとともに、本見解が提案する地名専門組織を母体とする取り組みをも視野に入れた活動が求められる。

(2) 住所表記の標準化・デジタル化と地名集の整備

住所表記の標準化・デジタル化と地名集の整備は、行政運用、学术研究、教育、国際対応のいずれにおいても共通の基盤となる。そのためには、①対象地名の明確化、②学術利用に耐えるデータ基盤の整備、③実務上の判断指針となる事例集の作成、④教育現場での表記・学習の整理を段階的かつ体系的に進める必要がある。

① 対象地名の選定と地名集の作成方針

ア 地名の標準化に向けた対象地名の選定

a) 国内

市町村名、市町村内の町丁・字名、自然地名、その他ランドマーク的地名に関しては、全国地方公共団体コード、電子国土基本図などを利用する。

b) 国外

国名・首都名、州・州都・大都市名、自然地名、その他市町村に相当する基礎自治体名（これらは翻訳地名か翻字地名にするかが問題となる）に関しては、外務省の使用上の指針を利用する。

イ 国内地名の標準化案

a) 各地方公共団体、国土地理院などの現表記を標準化の基準とする。

b) 合併などにより地方公共団体の名称を変更する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。

- ・地名は原則として漢字表記を優先する。また、ひらがな・カタカナによる名称については、表音文字（国連公用語でもある英語・フランス語・ロシア語・スペイン語・アラビア語）における表記と、表意文字である漢字との対応関係に配慮する。

- ・当該地域の歴史性を考慮する。

- ・広域地名は避ける。

c) 地方公共団体内の行政地名については a) に準ずるが、当該団体内の分かりやすさも考慮する。

d) 自然地名については、国土地理院の地形図及び海洋情報部の海図に掲載されている地名に準拠する。

e) 歴史的地名のうち文化財保護などの観点から地名の改変がふさわしくないものは、保護することが望ましい。

- f) 駅や公共施設（橋梁・遂道・公園を含む）などランドマーク的な性格を持つ施設名については、所有者や企業など住民以外の関係者との事前協議の機会を設ける。
- g) 地名の外国語表記（外国人に向けて）のうちローマ字表記は各国語における慣用表記を尊重・準拠する。言語を特定しない汎用のローマ字翻字方法を標準化する。
- h) アイヌ語・琉球諸語による地名も併記する。それ以外の言語・方言による地名についても必要に応じて考慮する。

ウ 国外地名の標準化案

- a) 各国広報地名の表記を標準化の基準とする。
- b) 現地語の正書法に基づいて確定される発音を基準とするカタカナ表記を、日本における教育地名の標準化の起点とする。
- c) 日本で使用される慣用表記を尊重することを優先するが、それ以外については現地の言語における発音に準拠しつつ日本での漢字表記、ローマ字表記をまとめる。慣用で定着している日本語による漢字表記を維持するが、その他の漢字表記は原則として漢字地名を持つ国々に限定する。

② 学術利用のための地名データベースの整備促進

次に地名データベースの学術的利用の必要性について述べる。GISで分析可能な、現在そして過去の地名・住所を含めた地名データベースは、学術の基盤情報の1つとして位置付けることが必要である。それを有効に活用するためには、地名・住所と緯度経度を結び付けるジオコードの整備と公開を、計画的に推進する必要がある。ジオコードは、地名・住所データをGISで利用可能な地理空間情報へ変換する基盤技術であり、行政、学術研究、民間利用のいずれにおいても重要な役割を果たす。特に、歴史地名や旧住所体系を含むジオコーディング環境を整備することで、歴史資料、地図、統計、災害記録など多様な情報を時空間的に統合した分析が可能となる。公的機関が標準的なジオコーディング基盤の整備と継続的更新を推進すべきである。

かつて、阪神・淡路大震災が発生した際に、GISの有用性に対する認識が高まり、その後「地理情報システム関係省庁連絡会議」が発足して地理空間情報の整備に向けた取り組みが進められ、平成19年（2007年）には「地理空間情報活用推進基本法」が成立した。この結果、スマートフォンなどでの位置情報など空間情報の取得が飛躍的に進み、新型コロナウイルスの感染拡大防止にも大きな役割を果たしている。デジタル庁が発足した今、地名データの共有の促進が求められている。

地名データベースの整備にあたっては、国際的な標準や既存の取り組みを参照することも重要である。UNGEGNと関連する国連地理空間情報管理専門家委員会（United Nations Committee of Experts on Global Geospatial Information Management：UN-GGIM）や国際名称学会（International Council of Onomastic Sciences：ICOS）では、地名情報の国際的な共有や相互参照の枠組みが議論されている。その一例として、ド

イツのヘルダー研究所 (Herder Institute) が開発・運用している gazetteers.net (<https://gazetteers.net/app/#/>) は、複数の地名辞書を横断的に検索し比較・照合できるオンラインシステムとして公開されており、国際的な地名情報連携の基盤の一つとして注目されている。このような既存の国際的枠組みや技術的手法を参考にしながら、日本の地名データベースの整備や公開の在り方を検討していくことが望ましい³⁵。

③ 「地名問題事例集」の作成

2 (2)①～④で近年の国内の地名を例に述べたような地名問題の混乱に対処するためには、市町村や通り名などの名称をめぐり過去に問題化した事例を集めた⑤「地名問題事例集」作成が、問題に対処する際の指針として肝要である。地名問題の判例集ともいべき「地名問題事例集」作成は地名データベース作成に併せて必要となる。

例えば、カナダでは、地名の命名権限は、原則として当該地物が所在する州・準州政府にあり、連邦の土地 (国立公園など) は、州・準州と連邦の命名当局が共同で所掌する。連邦レベルでは、カナダ地名委員会 (GNBC) が標準・方針を調整し、全国統一の枠組みを担う。それらはカナダ地名データベース (CGNDB) で一元管理され、地名の名称変更の事由が記され、過去の地名に遡って検索できる仕組みが構築されている[20]。

④ 教育現場における地名表記の在り方と地名学習の充実

国内地名については、日本の初等中等教育で学習し、共通して認識し、呼称し、読み書きで用いる地名を対象とする。学習指導要領に従いつつ、各学年で必要な地名を取り上げ適切な表記にも配慮する必要がある。

地名に関する教育において問題となるのは外国地名とその表記である。これについては、外務省の指針に従いつつ、現地の表記に近い名称を使用することが基本とされ、以前には、かつて文部省による『地名の呼び方と書き方』(1959)や教科書研究センターによる『地名表記の手引』(1978・1994)などのガイドラインが刊行されていたが、今世紀に入ってからそうしたガイドラインはなく、教科書会社が相談しながら共通の外国地名を使用することに努めているのが実情である。かつてのようなガイドラインの作成が必要であり、関係者に働きかけを行う。また、先住民族の地名の重要性や、防災地名など地名の持つ意味を考える大切さなど、地名学習を充実することが求められる。例えば、地名学習の授業実践例を収集し、共有化するなども必要である。

(3) 国際的取り組みへの積極関与と国内政策への還元

UNGEENでの地名の商業化回避、エクソニム (外来地名) の適正使用、先住民族地名の

³⁵ ちなみに、UNGEEN はこれらの組織と連携して活動している。UN-GGIM とは共同プロジェクトを実施しており、また2年に一度のUNGEEN総会においては関連機関との連携の議題に例年、UN-GGIM及びICOSの報告が含まれている。ヘルダー研究所も2023年の総会で報告していた。

尊重などの国際的議論に継続的・主体的に参画し、国内の制度運用へ反映させる。そのために、産官学民横断的組織の下で国内専門家の国際会議派遣を恒常化し、動向のモニタリングとフィードバックを社会全体に周知できる体制を構築すべきである。

また、産官学民横断的組織は、UNESCO世界遺産申請などの場で地名表記への配慮を求めるとともに、日本と東アジアの漢字圏における言語文化と地名表記の相互関係を制度的に確立する。国際学術会議（ISC）などの学術団体に対しても、言語文化と地名に関する配慮を働きかける。さらに、南極地名や海底地形名など、既に国際的な運用が確立している分野³⁶の組織と連携し、そこでの優れた取り組みや実践方法を国内の仕組みに取り入れる。最後に、地理的表示（GI）や地名の商標登録の普及に伴い顕在化しつつある国際的トラブルを未然に防ぐため、関係国・国際機関と協調しつつ、地名の適正利用を確保する枠組みを整える必要がある。

³⁶ 例えば、日本の南極地域観測事業の活動範囲（活動領域）の地名命名は、国立極地研究所が開催する南極地名委員会によって審議・決定される。同委員会は、文部科学大臣を本部長とする南極地域観測統合推進本部の下に設置されており、ここでの審議を経て命名が決定される。決定された地名は、南極地域観測統合推進本部会議総会に報告されるとともに、国際学術会議の下にある南極研究科学委員会（SCAR）及び南極条約協議国会議にも報告される。

<参考文献>

- [1] 日本学術会議地球惑星科学委員会 IGU 分科会・地域研究委員会地域情報分科会「報告「地名標準化の現状と課題」、2019年9月20日。
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-h190920-2.pdf>
- [2] 春山成子、地名研究推進への期待、地図中心 585、p. 3、2021年。
- [3] 岡本耕平、地名に関する日本学術会議の取り組み、地図中心 585、pp. 22-25、2021年。
- [4] 北本朝展、地名の情報学と歴史地名データベース構想、地理 68 (11), 48-55, 2023-11 や、2024年からの文部科学省より「人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業」において、人間文化研究機構のDHコンソーシアムプロジェクトでは、地名を含む地理情報・地誌情報の活用が進められている (<https://dh.nihu.jp/dihuco>)。
- [5] 一般財団法人日本地図センター「特集 地名論壇」地図中心 585、pp. 3-27、2021年。
- [6] 古今書院「特集 地名の諸問題 日本学術会議の議論から」、地理 68 (11)、pp. 12-60。
- [7] 春山成子・田邊裕編『地名はどのように決まるのか—国連による「地名の標準化」と日本の課題』、古今書院、2025年。
- [8] 地域研究委員会地域情報分科会（発出主体）、地球惑星科学委員会 IGU 分科会、同地名小委員会「記録」、2023年9月4日。
<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/1-20230904-6.pdf>
- [9] 戸所隆、平成の市町村合併から考える地域の地名問題、地図中心 585、pp. 4-6、2021年。
- [10] 今尾恵介『地名崩壊』、KADOKAWA、2019年。今尾恵介『市町村名のつくり方—明治・昭和・平成の大合併で激変した日本地図』、日本加除出版、2020年。
- [11] 田邊裕『地名の政治地理学—地名は誰のものか』、古今書院、2020年。
- [12] 片岡正人『市町村合併で「地名」を殺すな』、洋泉社、2005年。
- [13] 中村弘太郎・下山紗代子・関治之・平本健二『ベース・レジストリとしての住所・所在地マスターデータ整備について』、政府CIO補佐官等ディスカッションペーパー、iii+110頁、2021年。
なお、デジタル庁の動向については、平本健二氏（デジタル庁データ戦略統括）とのオンライン会議（2021年8月6日）、及び公開シンポジウム「地名標準化の現状と課題：地名データベースの構築と地名標準化機関の設置に向けて」（2022年12月18日）での同氏による講演資料（平本健二「アドレス・ベース・レジストリの推進について」<https://www.scj.go.jp/ja/event/pdf3/321-s-1218-t3.pdf>）に基づく。
- [14] 三橋浩志、学校教育における地名、地図中心 585、pp. 17-19、2021年。
- [15] 千葉徳爾『地名と風土』、古今書院、1991年。
- [16] 日本学術会議地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同地理教育分科会、提言「地理教育におけるオープンデータの利活用と地図力/GIS 技能の育成 - 地域の課題を分析し地域づくりに参画する人材育成」、2014年9月30日。
- [17] 小野有五、民族の足跡を示すアイヌ語地名、地図中心 585、pp. 12-13、2021年。
小野有五『たたかう 地理学—Active Geography』、古今書院、2013年。

- [18] 渡辺浩平、地名に関する世界的な議論、地図中心 585、pp. 20-21、2021 年.
- [19] United Nations Group of Experts on Geographical Names: *Manual for the national standardization of geographical names*. United Nations Publication Sales No. E. 06. XVII. 7. 2006.
https://unstats.un.org/unsd/publication/seriesm/seriesm_88e.pdf
また、地名の標準化に関しては以下にも同様の定義が示されている。
UNEGN (2002) "Glossary of Terms for the Standardization of Geographical Names"
p. 24, item 311
https://unstats.un.org/unsd/geoinfo/ungegn/docs/pdf/Glossary_of_terms_revised.pdf
- [20] Stories from the Land <https://maps.canada.ca/stories/storymap-en.html?lang=en&appid=acbd8457a3fa46df874351e1179ea237&appidalt=83e6463db5194c33be31f456f2cbd913>

<参考資料1>審議経過

●地域研究委員会地域情報分科会

第1回（令和6年（2024年）1月23日）

役員（委員長、副委員長、幹事2名）の選出、委員・特任連携会員の追加、地名に関する小委員会の設置、今期の活動方針、など

第2回（令和6年（2024年）11月29日）

最近の地理空間情報の研究トピックスの話題提供、未来の学術振興構想（2023年版）のフォローアップ、今期の意思の表出、地名・UNEGGN小委員会からの報告、公開シンポジウム、など

第3回（令和7年（2025年）1月31日から2月3日）（メール審議）

公開シンポジウム「地名標準化の現状と課題④」の開催について

●地域研究委員会地域情報分科会地名・UNEGGN小委員会

第1回（令和6年（2024年）5月1日）

役員（委員長、副委員長、幹事2名）の選出、委員・特任連携会員の追加、今期の活動方針、国連地名専門家グループ（UNEGGN）の会議報告、など

第2回（令和6年（2024年）7月30日）

UNEGGN Exonym 作業部会報告、事務局会議報告、発出文案の検討、など

第3回（令和7年（2025年）1月13日）

第6回 UNEGGN 事務局・部会長会議、シンポジウムの企画、など

<参考資料2>シンポジウム開催

公開シンポジウム「地名標準化の現状と課題—UNEGGNの活動を理解し日本の地名を考える—」

主催：日本学術会議地域研究委員会地域情報分科会・地球惑星科学委員会 IGU 分科会

令和7年（2025年）5月24日（土）13:00-17:15
（オンライン開催） 約180名参加。

講演発表スライドは以下を参照のこと。

<https://www.scj.go.jp/ja/event/2025/382-s-0524.html>

